

補 足 事 項

追加日	項 目	内 容
4月21日	実施要領 3 参加要件	<p>単体企業のほか、共同企業体（JV）としての参加も認めています。</p> <p>なお、共同企業体（JV）での参加の場合は構成員全員の会社概要書、業務実績書の提出が必要です。</p> <p>また、3参加要件（7）に記載のとおり、主たる構成員の組織の中から、管理技術者及び担当技術者を配置する必要があります。</p>
4月21日	実施要領 4 参加申込書の提出	<p>業務実績書に添付する成果品は、概要版を提出しても問題ありません。</p>
4月21日	実施要領 12 その他	<p>本業務の受託者となった場合でも、今後予定される新庁舎整備事業に関する設計業務等への入札参加等を妨げるものではありません。</p>